

道路法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

- トンネルや橋等の維持又は修繕については、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の5の5に規定される道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項に従い行うこととされているところ。
- 特に跨線橋については、点検の結果、早期に措置を講ずべき状態と判定された橋の割合は約22%と、橋全体における割合と比較して高い水準となっており、第三者被害の予防及び鉄道の安全性確保等の観点から、維持又は修繕の効率的な実施が必要となっているが、その実施にあたっては、道路管理者と鉄道事業者等との間での安全確保等に係る詳細な協議が要される。
- 上記状況を踏まえ、跨線橋の効率的な維持及び修繕の実施を図るため、道路法施行規則第4条の5の5に規定される技術的基準その他必要な事項として新たな項目を追加する。

2. 概要

- 道路法施行規則第4条の5の5に規定される、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項として、跨線橋の計画的な維持及び修繕が図られるよう、道路管理者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、鉄道事業者等との協議により、あらかじめ、跨線橋の維持又は修繕の方法を定めておくべき旨を追加する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成28年10月
施	行	平成28年12月